

新型コロナウイルス感染症
第30回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年3月19日

1 開 会

2 議 題

- (1) 緊急事態宣言解除～令和3年3月31日における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

- (2) 各部における対応について（報告事項）
 - 地域振興部
 - 土木部

3 閉 会

緊急事態宣言解除～令和3年3月31日における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

国では、医療提供体制の改善がみられること等総合的に事態を鑑み、3月21日をもって、東京都を対象地域とする緊急事態宣言減を解除することとした。しかし、日々の新規感染者数についてはリバウンドの兆候もあり、引き続き予断を許さない状況が続いている。

東京都では、緊急事態宣言以降も、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、3月31日までを段階的緩和期間とし、人流の抑制を最優先に、都民・事業者に必要な要請を行うこととしている。

区としても、原則として、東京都の対応に沿った形で、感染拡大防止に努めていく。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努めながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

その一方で、区には、行政機関として区民生活の維持のため必要な業務を継続していくとともに、4千人以上の職員をかかえる団体として、自らも必要なリスク回避の取り組みを推進する。

区業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、各業務・催し物等の目的と照らし、詳細な内容等については各部において精査し決定する。

また、この基本方針は、原則として、東京都の段階的緩和期間である3月31日までのものとし、4月1日以降の方針については、東京都の示す対策を踏まえ、適宜変更を加えていく。

<職員の勤務について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和2年12月14日修正）」の取り扱いを継続する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、可能な範囲で不急な要件等での来庁の自粛を呼びかけるとともに、区側においては、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

<区業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・夜9時以降の区施設の貸し出し、催物の開催は行わないこととする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子供教室については、

感染防止策を徹底しながら運営を継続する。

- 図書館、博物館等においては、三密と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を継続する。
- 不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、先ずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととする。
- 区施設において会食を伴う利用に対して施設の貸し出し等は行わない。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- 区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、危機管理対策本部において決定した「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」の取り組みを改めて確認し、徹底する。

3 区貸し出し施設の取扱いについて

(1) 利用者に関すること

- 施設内では、原則、マスクを着用する。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- 体調がすぐれない（例：37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- 他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- 利用施設内の換気を適宜行う。
- 施設利用にあたっては、三つの密（密閉・密集・密接）の回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- 主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- 参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。
- 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1 m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、管楽器等の演奏については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じたうえでの利用を可とする。
- カラオケや合唱等の大声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、他者との間隔を2 m以上確保するとともに、原則として利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行うこととする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引

き続き適宜見直しを検討する。

- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂、各体育館のアリーナ等において、客席等に観客を入场させ開催するイベントにおける人数の上限については、「段階的緩和期間における東京都の対応（令和3年3月18日）」の通りとする。

（3）施設使用料の取扱いについて

- 令和3年1月7日の緊急事態宣言発出期間中については、感染症拡大防止に向けた施設利用の自粛や、施設利用条件の変更に伴う利用制限などを理由とし、時間帯を問わずキャンセルに伴う使用料を全額還付する対応を行ってきたところである。しかし、令和3年3月22日以降は、利用時間制限の対象となる夜間についてのみ、キャンセルに伴う使用料を全額還付する対応とする。

段階的緩和期間における東京都の対応

令和3年3月18日

1. 段階的緩和期間における東京都の対応

1. 区域

都内全域

2. 期間

当面、令和3年3月22日（月曜日）0時から3月31日（水曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

<① 施設の使用制限> (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮を要請 （営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで） ・業種別ガイドラインの遵守を要請 ・令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

<その他の施設への対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の協力依頼 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう ・令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

<② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

内容	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の要請</u> 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう （あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼） ・令和3年3月22日（月）0時～国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和

緊急事態宣言解除に伴う区民施設の対応方針について

1 要 旨

令和3年1月7日(木)に発出された緊急事態宣言が同年3月21(日)をもって解除されることとなったが、東京都は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年3月22日(月)から31日(水)までを段階的緩和期間として位置づけ、引き続き当該期間における協力要請があったことから、区民施設においては、以下のとおり対応する。

2 段階的緩和期間における区民施設の対応方針

(1) 施設使用料の取扱いについて

夜間の利用時間帯についてのみ事前に利用キャンセルの申し出があった場合に限り施設使用料を全額還付する。また、全日、午後・夜間など、夜間を含む利用のキャンセルも同様の対応とする。

ただし、夜間を除く利用時間帯については、条例施行規則に基づき全額徴収とする。

(2) 施設の利用制限等について

① 夜間利用を含む利用時間帯の既予約分

- ・ 感染防止対策の徹底及び21時までの利用を条件として利用可とする(着替え等を含めて21時までに退館・退場する)。
- ・ 利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

② 新規受付

- ・ 緊急事態宣言中、全ての利用時間帯において中止していたが、宣言解除に伴い新規受付を再開する。なお、夜間を含む利用時間帯については、上記①の事項について、事前に利用者に了解を得たうえで受け付けることとする。

③ イベントを開催する場合の利用人数の制限について

- ・ 大声での会話等を伴わない施設利用の場合、収容率100%以下での利用を可とする。
- ・ 大声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用の場合、収容率50%以下での利用を可とする。

緊急事態宣言解除に伴う区立体育施設の対応方針について

1 要 旨

令和3年1月7日(木)に発出された緊急事態宣言が同年3月21(日)をもって解除されることとなったが、東京都は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年3月22日(月)から31日(水)までを段階的緩和期間として位置づけ、引き続き当該期間における協力要請があったことから、体育施設においては、以下のとおり対応する。

2 令和3年3月22日(月)から31日(水)までの対応方針

(1) 利用自粛等に伴うキャンセルによる使用料の取扱い

21時以降を含む利用時間帯について、キャンセルの申し出があった場合、使用料は全額振替又は還付とし、事後の申し出分も対象とする。

また、全日、午後・夜間など、夜間に係る連続利用でのキャンセルも同様の対応とする。

ただし、21時以降を含まない利用時間帯については、条例施行規則に基づき全額徴収とし、使用料の全額振替又は還付は行わない。

(2) 団体貸切の取扱い

① 21時以降を含む利用時間帯の既予約分

- ・ 感染防止対策の徹底及び21時までを条件として利用可とする(着替え等を含めて21時までに退館・退場する)。
- ・ 利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

② 新規受付

- ・ 緊急事態宣言中、全ての利用時間帯において中止していたが、再開する。なお、21時以降を含む利用時間帯については、上記①の事項について、事前に利用者に了解を得たうえで受け付けることとする。

(3) 個人利用の取扱い

① 21時以降を含む利用時間帯の一般公開及び指導公開

- ・ 緊急事態宣言中は中止としていたが、感染防止対策の徹底及び21時までを条件として再開する。ただし、種目特性等に応じて柔軟に

対応することとする。

②公開日としての利用時間帯設定がない3体育館トレーニングルーム・弓道場、赤羽スポーツの森公園競技場ランニングステーション及び十条台小学校温水プール

- ・感染防止対策の徹底21時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて21時までに退館・退場する）。
- ・21時まで利用時間が緩和されたことに伴い、緊急事態宣言中に行っていたトレーニングルーム定期券の還付（払戻し）については、行わないこととする。新規で定期券の購入申請があった場合は、時間短縮について口頭で説明し、同意の上発行する。

令和3年3月11日
土木部道路公園課

区立公園における公園施設の利用休止について

新型コロナウイルス感染症（COVID 19）の更なる感染拡大防止のため、以下のとおり対応することといたします。

1. 休止を継続する施設（令和3年1月12日～当面の間）

- ①荒川岩淵関緑地パークー場
- ②赤羽自然観察公園の炊事棟
- ③名主の滝公園の茶室

2. 桜花期における対応について

①花の飛鳥ふれあい事業

- ・飛鳥山公園のぼんぼりの設営中止
- ・16時から20時までのアスカルゴの時間延長運転の中止
- ・臨時ごみ箱の増設数を縮小して、設置

なお、警備員の配置、仮設トイレや臨時駐輪場は例年どおり実施いたします。

②花見を目的とした公園利用について

- ・シートなどを広げての飲食は禁止
- ・歩きながら桜を楽しむ場合は、マスク着用や混雑を避けるなど、園内への掲示やアナウンスで周知を図ります。

※その他の施設や利用について、感染拡大状況に応じて、休止する場合がございます。

2. その他

区HPやSNSを通じて、利用休止を周知してまいります。